

諮問の概要

1 「日本標準産業分類」とは

- (1) 「日本標準産業分類」は、統計調査の結果を産業別に表示する際の統計基準（統計調査の対象の明確化や統計分野以外の行政分野においても利用）
※「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的基準（統計法第 2 条第 9 項）
- (2) 昭和 24 年に設定。5～10 年毎の改定。現行は第 12 回改定（平成 19 年 11 月）。

2 現行の分類項目の構成と項目数

大分類(20)、中分類(99)、小分類(529)、細分類(1455)

3 今回改定の目的

前回改定（平成 19 年）から 5 年を経過し、新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化等を踏まえ、事業所に関する母集団情報を更新する経済センサス—基礎調査—の実施される平成 26 年度以降において適用される産業分類の統計基準を更新すること。

なお、今回の改定は「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）で、統計基準の見直しは、設定後「おおむね 5 年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」としたことに対応するものである。

4 改定案の概要

- (1) 「一般原則」の統計基準であることの明確化
従来から、分類項目と一体的に定めてきた「一般原則」部分について、日本標準職業分類の第 5 回改定の際の統計委員会第 17 号答申の趣旨を踏まえ、統計基準に含めることとする。
- (2) 分類項目の変更
 - ア 分類項目の新設（小分類 1、細分類 5）
 - i 幼保連携型認定こども園
平成 27 年施行の幼保連携型認定こども園に係る新制度を踏まえ、現在の幼保連携型認定こども園等からの相当数の新制度への移行が見込まれ、かつ、新制度制定の趣旨・経緯に鑑み、この産業に係る政策の展開上の必要が相当見込まれることから、「大分類 0-教育, 学習支援業、中分類 81 学校教育」の下に「小分類 819 幼保連携型認定こども園」を新設する（この小分類には、「細分類 8191 幼保連携型認定こども園」を併せて新設する。）。
 - ii 市場調査・世論調査・社会調査業

商品開発や店舗配置計画等に資する市場調査や、社会の一定の事象を世論調査あるいは統計調査により情報を収集・分析しその結果を提供する活動については、従来は、「大分類 G-情報通信業、中分類 39 情報サービス業、小分類 392 情報処理・提供サービス業」の下の「細分類 3929 その他の情報処理・提供サービス業」に分類されてきた。

この活動を行う事業所については、昨今相当数あると言われ、活動の特徴や他産業との関係についても一個のものとして把握できると考えられ、今後の政策の展開においては一つの産業として把握する必要性が生ずると見込まれる。また、ISO(国際標準化機構)が定める国際規格の中で当該活動に相当する活動について「ISO20252 市場・世論・社会調査—用語及びサービス要求事項」が定義されるなど、国際的にも一つの産業活動として把握される例が見出せる。

なお、国際標準産業分類においては、相当する産業は「大分類 M 専門、科学及び技術サービス業、中分類 73 広告・市場調査業」の下の「小分類 732 市場調査・世論調査業、細分類 7320 市場調査・世論調査業」として位置付けられている。

以上から、「小分類 392 情報処理・提供サービス業」の下に、「細分類 3929 その他の情報処理・提供サービス業」から分離した新細分類として「細分類 3923 市場調査・世論調査・社会調査業」を新設する。

iii リラクゼーション業（手技を用いるもの）

手技を用いて顧客の心身の緊張を弛緩させるための施術をする活動については、従来は、「大分類 N-生活関連サービス業, 娯楽業、中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業、小分類 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下の「7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」に分類されてきた（ただし、例示はされておらず、「大分類 P-医療・福祉業、中分類 83 医療業、小分類 835 療術業」の下の「細分類 8359 その他の療術業」として把握されていた可能性は否定できない。）。

この活動を行う事業所について、近年顕著に増えていると言われ、活動の特徴や他産業との関係についても「手技を用いるもの」に限定することにより一個のものとして把握できると考えられる。政策面での必要性に着目すれば、ヘルスケア産業の振興や業態に着目した消費者保護政策立案等、今後の政策の展開において一つの産業として把握する必要性が生ずると見込まれる。

なお、国際標準産業分類においては、相当する産業は「大分類 S その他のサービス業、中分類 96 その他の個人向けサービス業、小分類 960 その他の個人向けサービス業、細分類 9609 他に分類されないその他の個人向けサービス業」の例示として「マッサージ業」がある。

以上から、「小分類 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下の「細分類 7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」から分離した新細分類として「細分類 7893 リラクゼーション業（手技を用いるもの）」を新設する。

iv ネイルサービス業

手指、足指の爪にマニキュア等を用いて化粧・装飾を施すネイルアートについては、近年、年齢層を問わず普及しつつあるライフスタイルの一つと言える。また、同様の施術により爪の補強を行うことに関する消費者のニーズもあるため、これら爪の化粧・装飾・補強を専門に顧客に施す事業への参入が拡大している。このような活動については、従来は、「大分類 N-生活関連サービス業, 娯楽業、中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業、小分類 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の下の「7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」に分類されてきた。

この活動を行う事業所について、いわゆる「ネイル産業」など近年顕著に増えていると言われ、活動の特徴や他産業との関係についても一個のものとして把握できると考えられる。政策面での必要性に着目すれば、ヘルスケア産業の振興や業態に着目した消費者保護政策立案等、今後の政策の展開において一つの産業として把握する必要性が生ずると見込まれる。

なお、国際標準産業分類においては、相当する産業は「大分類 S その他のサービス業、中分類 96 その他の個人向けサービス業、小分類 960 その他の個人向けサービス業、細分類 9602 理容及びその他の美容サービス業」の例示として「マニキュア、ペディキュア業」がある。

以上から、「小分類 789 その他の選択・理容・美容・浴場業」の下の「細分類 7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」から分離した新細分類として「細分類 7894 ネイルサービス業」を新設する。

v コールセンター業

他の事業者の委託を受け、主として電話・メールによる当該他の事業者の顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う活動については、従来は、「大分類 R-サービス業(他に分類されないもの)、中分類 92 その他の事業サービス業、小分類 929 他に分類されない事業サービス業」の下の「細分類 9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に分類されてきた(ただし、例示はされていない。)

この活動を行う事業所については、一般に一事業所当たりの従業者数が多い上に、活動の特徴や他産業との関係についても一個のものとして把握できると考えられる。政策面での必要性に着目すれば、地方における雇用対策の企業誘致の際に有望視されることも多く、政策の展開において一つの産業として把握する必要性が生じている。

なお、国際標準産業分類においては、相当する産業は「大分類 N 管理・支援サービス業、中分類 82 事務管理, 事務支援及びその他の事業支援サービス業、小分類 822 コールセンター、細分類 8220 コールセンター」となっている。

以上から、「小分類 929 他に分類されない事業サービス業」の下の「細分類 9299 他に分類されないその他の事業サービス業」から分離した新細分類として「細分類 9294 コールセンター業」を新設する。

イ 分類項目の移動(細分類の小分類間の移動 1)

床板製造業に関し、現在国内で生産されている床板の95%が、複合フローリングとなっており、製材のグループよりも造作材製造のグループに分類し直す方が実態をより反映するものと考えられることから、「大分類 E-製造業、中分類 12 木材・木製品製造業（家具を除く）」の下の「小分類 121 製材業、木製品製造業」における「細分類 1213 床板製造業」を、「小分類 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」におけるものに分類し直し、「細分類 1228 床板製造業」とする。

ウ 分類項目名の変更(小分類 2、細分類 5)

以下のように分類項目名を変更し、産業に係る制度変更や活動内容の変化に対応する。

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| (「大分類 E 製造業、中分類 24 金属製品製造業」中) 小分類 243 <u>暖房・調理等装置、配管工事</u> 用付属品製造業 | (「大分類 E 製造業、中分類 24 金属製品製造業」中) 小分類 243 <u>暖房装置・配管工事用</u> 付 属品製造業 |
| (「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取 引業、商品先物取引業」中) 小分類 652 <u>商品先物取引業、商品投資</u> <u>顧問業</u> | (「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取 引業、商品先物取引業」中) 小分類 652 <u>商品先物取引業、商品投資</u> <u>業</u> |
| (「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、 商品投資顧問業」中) 細分類 6521 <u>商品先物取引業</u> | (「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、 商品投資業」中) 細分類 6521 <u>国内市場商品先物取引業</u> |
| (「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、 商品投資顧問業」中) 細分類 6522 <u>商品投資顧問業</u> | (「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、 商品投資業」中) 細分類 6522 <u>商品投資業</u> |
| (「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、 商品投資顧問業」中) 細分類 6529 <u>その他の商品先物取引業、</u> <u>商品投資顧問業</u> | (「大分類 J 金融業、保険業、中分類 65 金融商品取 引業、商品先物取引業、小分類 652 商品先物取引業、 商品投資業」中) 細分類 6529 <u>その他の商品先物取引業、</u> <u>商品投資業</u> |
| (「大分類 M 宿泊業、飲食店、中分類 76 飲食店、小 分類 769 その他の飲食店」中) 細分類 7699 <u>他に分類されない飲食店</u> | (「大分類 M 宿泊業、飲食店、中分類 76 飲食店、小 分類 769 その他の飲食店」中) 細分類 7699 <u>他に分類されない</u> <u>その他の</u> <u>飲食店</u> |
| (「大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業、中分類 79 その他の生活関連サービス業、小分類 799 他に分 類されない生活関連サービス業」中) 細分類 7993 <u>写真プリント、現像・焼付業</u> | (「大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業、中分類 79 その他の生活関連サービス業、小分類 799 他に分 類されない生活関連サービス業」中) 細分類 7993 <u>写真現像・焼付業</u> |

5 その他特記事項

(1) 第 12 回改定の際の統計審議会の指摘事項

第 12 回改定の際には、「今後の課題」と明示しての指摘事項はないが、新設・変更した大分類項目、中分類項目について、下表のような指摘がなされている。

| | |
|--|--|
| 大分類「農業，林業」 (統合・新設) | 農業と林業のそれぞれについて、国勢調査の統計データが各種行政施策の遂行上の根拠情報として利用されている状況を考慮して、関係省間で調整を行い、引き続き行政ニーズに対応したデータが把握でき、行政施策の遂行に支障が生じないような措置を講じることが必要である。 |
| 大分類「鉱業，採石業，砂利採取業」 (名称変更) | 大分類「鉱業，採石業，砂利採取業」の事業所数は極めて少なく、かつ、現在に至るまで一貫して減少している。今後、鉱業の実態を更に研究し、統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある。 |
| 大分類「不動産業，物品賃貸業」 (統合・新設) | 「不動産業」は、これまで大半の統計で単独で結果表章されており、多くの統計利用者もいることから、統計調査実施府省庁においては、その統計調査結果の表章を行うに際して、継続性確保の観点からの配慮を行うことが望まれる。 |
| 中分類「無店舗小売業」 (新設) | 新設の中分類「無店舗小売業」については、今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。 |
| 中分類に共通して設けた小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」 (新設) | 今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。 |

(2) 今回の分類の変更の検討について

従来同様今回も、小・細分類の新設・廃止等の変更については、直近上位分類に対する量的基準（1割）を設定しつつ、産業構造の変化、統計上の必要性等を総合勘案して各府省との共同作業で検討を行っている（別添1 「小・細分類項目の新設・廃止等を検討するための量的基準」（平成24年6月1日付け総政審第204号））。今回の検討に当たっては、改定案に盛り込んだ事項のほかにも、改定案に盛り込むことを見送った①「調剤薬局」の属すべき大分類の変更、②「レッカー業」の細分類の新設等十分な検討を求められる事項が存在した。この状況に鑑み、従来勘案してきた事項についても整理を行い、それに沿って再度の検証を行ったところである（別添2）。このような案の策定作業や考え方を踏まえ、原案の妥当性や今後の検討作業の課題についての展望について、統計委員会としての御指摘はないか。